

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

ひとり親世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

■以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方
- ② **公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方**
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、**収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方**

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

■支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

*お問い合わせは、下記までお電話ください。

■厚生労働省 コールセンター

0120-400-903 (受付時間：平日9:00～18:00)

■かほく市役所 子育て支援課

「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」窓口

076-283-7155 (受付時間：平日8:30～17:00)

3. 給付金の支給手続き

■ 児童扶養手当受給者以外の方（表面1の②又は③のいずれかに該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
（申請締切は令和4年2月28日【必着】です。）
- ▶ 申請書は、子育て支援課窓口で配布もしくはかほく市ホームページでダウンロードできます。
必要書類とあわせて**子育て支援課窓口**又は**郵送**でご提出ください。
- ▶ 申請受付後、支給要件を確認してから指定口座へお振込み致します。

【必要書類】

以下の書類がそろっているかご確認ください。

- 申請者・請求者本人確認書類の写し
（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）
- 受取口座の通帳かキャッシュカードの写し
- 戸籍謄本（児童扶養手当の認定を受けていない方）
- 令和2年2月以降の任意の給与明細書1ヶ月分
※令和2年2月以降にひとり親になった方は、ひとり親になった月以降の任意の給与明細書1ヶ月分
※同居の扶養義務者も同月分の収入がわかる書類が必要です
- 年金振込通知書
※公的年金等を受給している方



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。